

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

告 示

指定代理納付者の指定

(文化伝承課)

一

号 外 (二) 令 和 三 年 七 月 三 十 日

人事委員会規則

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十九号

職員の記事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の記事記録に関する規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「の署名」を「が提出」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和三年七月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|--|--------------------------------|---|
| 指定代理納付者の名称及び住所 飛騨信用組合 高山市花岡町二丁目一 三番地一 | 指定代理納付者に納付させる蔵入 岐阜県高山陣屋の入場料 | 指定代理納付者に蔵入を納付させる期間 令和三年七月三十日から令和 四年三月三十一日まで |
|--|--------------------------------|---|

令和三年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社